

健康診断の申し込みはお済みでしょうか？

被保険者の方は事業主が行う健診を受ける義務があります

労働安全衛生法第66条では、事業者は労働者に対して医師による健康診断を実施しなければならない。また、**労働者は事業者が行う健康診断を受けなければならない**と規定されています。（人間ドックは定期健診の代用として受診可能です）

特に自覚症状が無くても健診の数値から早期リスク発見

健康診断は、**自覚症状が無くても大きな病気や生活習慣病のリスクを早期に発見できる**ことが有ります。「異常なし」や「基準値内」であっても、過去の数値と比べて「毎年悪化」や「急激な変化」の有無を確認するための検査であり、「異常なし＝**完全に健康**」という意味ではありません。

特に“がん”は早期発見・早期治療により完治が可能です

定期健康診断において、**事業主および健康保険組合の費用負担でがん検診**を受診できます。是非、受診しましょう！

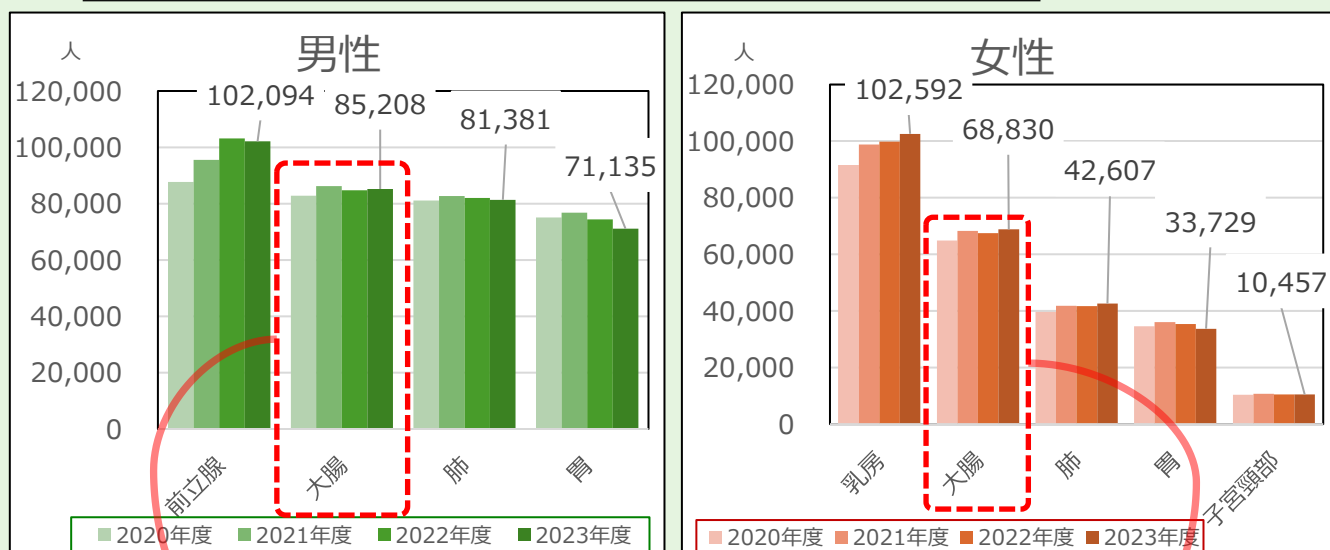
健康診断・保健事業

●事業主負担：胸部X線検査、前立腺PSA検査（一部除く）

●健保組合負担：胃ABC検診、便潜血検査、乳がん検診、子宮がん検診

（参考資料）全国男女別・部位別がん罹患数 年度推移

出典：厚生労働省「全国がん登録罹患数・率報告」P25表1. A. ICD-10の悪性新生物（C00-C96）



男女合計でのがん罹患数1位は「大腸がん」

便潜血検査を受けていない人も今後は毎年受診しましょう！